ルートの概要は、延長を延ばすことにより、縦断勾配を緩やかにするとともに、起点側の沿道利用が容易となる高低差の少ない縦断線形で、現道が東へ大きく湾曲を始める地点の手前から現道より北側へ離れ、右側に大きくカーブを描き、現道の下をトンネルで東進し、終点側坑口からはほぼ直線的に現道へ至るものである。

本案は、3案中最長路線であることから経済性で劣るという不利はあるが、延長が長いものの、縦断勾配が最も緩やかで走行性に優れること、支障となる遺地や物件は第1案より多いが、起点側が周辺の高低差が少なく、土地利用が容易であること、起点側の道路防災上安全度が高いこと、終点側の平面線形が優れることなど、社会的、技術的及び経済的に有利な点があり、3案中最も合理的な計画といえる。

さらに、本件事業の施行に伴い必要を生じたイラスケ川の砂防設備及び普通河川付替工事は、本件事業の施行により従前の施設が分断され、その機能が損なわれるため、それぞれ当該施設の管理者と十分協議を行い、従来の機能を維持するために必要最小限の範囲で付替するものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

○四国地方整備局告示第八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十三日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十五号　徳島県海部郡美波町山河内字なか一七二番一地内　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月十三日

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

現在の交通状況は、3(1)で述べたように、全体計画区間に対応する現道が、縦断勾配が急勾配であり、曲線半径の小さい屈曲部が連続する区間とあいまって、安全で円滑な交通に著しく支障をきたしており、また、交通事故発生件数も多く、改築による安全の確保が急務である。

また、本路線は、広島県新道路整備計画においては、広島県全体の骨格を形成する道路で、規格の高い地域間連絡道路として整備が進められている。さらに、呉市、東広島市、安芸郡熊野町及び同郡坂町で構成された「県道矢野安浦線整備促進協議会」からも、早期完成に向けて強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　広島県東広島市役所

国会事項

参議院

報告及び勧告受領

八月十一日人事院総裁から、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づく一般職の職員の給与等についての報告、給与等の改定についての勧告及び公務員人事管理についての報告を受領した。

意見書受領

八月十一日人事院総裁から、国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見を受領した。

弔詞

七月十六日逝去された元議員平井卓志君に対し、八月十日次の弔詞をささげた。

参議院は　わが国　民主政治発展のため力を尽くされ　特に院議をもって永年の功労を表彰せられ　さきに予算委員長　外務委員長等の要職に就かれ　また国務大臣としての重任にあたられました　元議員正三位勲一等平井卓志君の長逝に対し　つつしんで哀悼の意を表し　うやうやしく弔詞をささげます

人事異動

国家公安委員会

（警察庁長官官房付）警視長　小島　隆雄

香川県警察本部長を命ずる

（警察庁生活安全局付）同　鈴木　三男

佐賀県警察本部長を命ずる

（中部管区警察学校長）同　木下　外晴

北海道警察函館方面本部長を命ずる（以上八月十日）

警察庁

（北海道警察函館方面本部長）

警視長　大江　宜信

（中部管区警察局総務監察部長）

同　直江　勇一

警視監に任命する

警察庁長官官房付を命ずる（各通）

（警察庁長官官房付）警視監　大江　宜信

（同）同　直江　勇一

辞職を承認する（各通）

（佐賀県警察本部長）警視長　伊藤　智

中部管区警察局総務監察部長を命ずる

（東日本高速道路株式会社総務部法務担当部長）　鳥居　宏

警視長に任命する

中部管区警察学校長を命ずる（以上八月十日）

法務省

法制審議会委員に任命する（八月八日）　佐藤友美子

叙位・叙勲

○叙位

（静岡大学名誉教授）

（名古屋工業大学名誉教授）

正四位に叙する（各通）

正八位

正五位に叙する（各通）

大島　久直　　塩谷　直

宮武　一夫　　守屋　任二

従五位に叙する（各通）

太田　實　　岡本　高則　　尾形　照彦

野澤　好雄　　本多　俊正　　渡辺　統市

正六位に叙する（各通）

岩渕　照夫　　熊谷　信一　　砂田　卓士

（（独）国立美術館職員）　　中島　正勝

従六位に叙する（各通）

青山　鉦市　　河西　茂　　半澤　常治

篠宮　勝利　　松永　房美　　古山　則夫

正七位に叙する（各通）

従七位に叙する（以上七月六日）

（岐阜大学名誉教授）　　西山　茂光

従三位に叙する

（金沢大学名誉教授）　　早野　三郎

正四位に叙する　　八木　正

従五位に叙する　　小川　忠司

岡田　政雄　　栗田　静野　　高橋　重夫

竹内　民男　　豊坂　穣　　流郷　巖

正六位に叙する（各通）

北芝　康弘　　辻　靖博　　寺西　正夫

早川　隆　　藤田　捷　　村木　敦子

山中　宏

従六位に叙する（各通）